

# 第7回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月25日(月) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 14人

会長	1番 内海 武博
会長職務代理者	2番 作田 博 3番 折元 文則
	4番 上野 悟 5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則
	7番 得納 逸二 8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭
	10番 萩田 光 11番 日南田貴美 12番 吉儀 良弘
	13番 桜井 陽子 14番 島津 健治

## 農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員の指名 13番 桜井 陽子 14番 島津 健治

6. 議事日程

### 第1 付議事項

- 議案第33号 世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について
- 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件1筆)
- 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について(8件10筆)
- 議案第36号 非農地証明申請について(47件54筆)
- 議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)
- 議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について(利用権設定)

### 第2 協議事項

- (1) 下限面積(別段の面積)の設定について
- (2) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

### 第3 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- (3) 農地転用(農業用施設)届出書の受理について
- (4) 農地改良届出書の受理について
- (5) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
- (6) 農業相談について

### 第4 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 山口 徹・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課 係長 堂本直樹

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博) (開会 13時30分)

事務局 はい、定刻となりましたので総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 はい、改めましてここにちは。もう、穂腹みが過ぎ、出穂の時期になっております。皆さん方も農作業に大変忙しい毎日をお過ごしのことと思います。さて、我々農業委員会においても、任期3年でありますけれども、あと残すところ1年となりました。農業経営基盤強化促進法の改正がありまして、来年の4月でしたか、施行されたら、そこへ向けて、いよいよ我々の真価を問われる時期に来ております。是非、皆さん方のご協力を願って、発揮していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは第7回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任の委員は14人、本日の出席委員は14人です。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、13番桜井 陽子委員 14番 島津 健治委員さんにお願いします。

#### (報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集232ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。今回、合意解約の関係が3件ございます。(以下3件5筆について議案集により報告。)説明については以上です。

#### (付議事項)

##### (議案第33号)

議長 それでは議案第33号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められています。

この件については、世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課 世羅町産業振興課の堂本です。よろしくお願いします。それでは別冊議案第33号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」の説明をさせていただきます。お手元の資料お開きいただきまして、世羅農業振興地域整備計画変更理由書が概要となっております。今回、申し出により、農用地区域から除外するものは、一部除外を含む8件15筆で除外理由の内訳は、宅地が1件、太陽光パネル発電設備設置2件、資材置き場3件、非農地証明2件です、編入するものは6件9筆で、編入理由は、中山間地域等直接支払い事業の実施区域とするためが5件、墓地移転のために除外したが、計画が中止になつたためが1件です。次に20ページをお開きください。位置番号順に位置図を

付けておりますので併せてご確認ください。最後のA3の地図におおよその場所が分かるように印を付けております。今回、申し出により、農業振興地域整備計画で、農用地区域から除外しますものは計8件15筆、面積 20,022 m<sup>2</sup>でございます。具体的な場所、面積等は次の通りでございます。まず、位置番号1でございますが、大字別迫字砂築 1426-1、1427、1429 合計面積は 6,834 m<sup>2</sup>、除外理由は、資材置場となっております。位置番号2でございますが、大字赤屋字広田 585、面積 512 m<sup>2</sup>、除外理由は、宅地でございます。次に、位置番号3でございますが、大字伊尾字清信 2048-1、2049-1 合計面積は 2,749 m<sup>2</sup>、除外理由は、太陽光でございます。位置番号4でございますが、大字宇津戸字砂田 1897-1、1897-2、1899、面積 1,759 m<sup>2</sup>、除外理由は、作業所、資材置場でございます。続きまして、位置番号5でございます。大字安田字ヒルガソウ 10776-1 の一部、10726 の一部、合計面積 7,014 m<sup>2</sup>、除外理由は、資材置場でございます。次に、位置番号6でございます。大字賀茂字桜ヶ池 447-1、466-1 合計面積 921 m<sup>2</sup>、除外理由は、太陽光でございます。位置番号7でございます。大字下津田字菅田 2322-7 面積 110 m<sup>2</sup>、こちらについては非農地証明を受けたためでございます。位置番号8、大字下津田字吉比良 2400 面積 123 m<sup>2</sup>、こちらも非農地証明を受けたためでございます。以上が除外を受けたすべてのものになりますと、合計面積は、20,022 m<sup>2</sup>でございます。今回除外しますものは、農振法第13条第2項の全ての要件を満たしております。

続きまして編入でございます。別紙2でございますが、位置番号9から13までいすれも編入理由は、中山間地域等直接支払い事業の実施区域とするためとなっております。順番に位置番号9 大字別迫字中草田 1885-1 が 564 m<sup>2</sup>、位置番号10 大字別迫字中草田 2037、2038-1、2052、2053 合計面積 6,403 m<sup>2</sup>でございます。次に位置番号11 大字別迫字中草田 2120、面積 1,642 m<sup>2</sup>、位置番号12 大字別迫字小麦高丸 10133-7、411 m<sup>2</sup>、位置番号13 大字宇津戸字黒木 440-1、1,432 m<sup>2</sup>、こちらまでが中山間の事業区域ということになっております。続きまして位置番号14 大字宇津戸字成光 3263-2 の一部、墓地を移転するため除外しましたが、計画が中止となったためでございます。以上、編入面積の合計は 10,474 m<sup>2</sup>です。以上、世羅農業振興地域整備計画変更の案件でございます。これで説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございました。産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、7番委員さん。

7番 はい、7番得納です。5番の案件ですが、安田ヒルガソウの町道を封鎖して、ヒルガソウまで抜けられんようになっていて、3点ほど質問があります。町道は、実際どうなっているんでしょうか。前あった町道の所に建物が置いてあるんですよ、そこがどうなっているのかがちょっと分からんです。2つ目は、県の事業で畠地を造っていたはずなんですが、こういうふうに簡単に資材置き場

に変更できるんかどうか、3つ目は、資材とは何か。何を置かれるのか。私が見たら、兎に角、残土等で造成をされているんですよね、山を掘って。しかも資材の所へは廃棄物の鋼材をいっぱい積んである訳です。町の車が何回か入るのを見たので確認されているのだと思うんですが。資材とは、いったい何なんだろうか、実際今、残土を埋め立てしとるのも囲って隠して入れんようにしてある訳です。中が見れんので何をされているなんか分からん。町道も切れているのでやりようがないんですが。そこから先に行けないので、道路をきちっとしてもらわんといけんのんと、山の方からでも、自分の山だと言って切られていけるけども一部、全然関係ない方の山まで一緒に切られているんですよ、5mくらい中へ。そこへも資材を投入言うか、残土を埋め立しようと思っておられるんでしょうが。前からずっとそういう問題が続いているんですよ。そこはきつちりした話をされているんだと思うんですけど。資材置き場を作れるんだろうか、何の資材を置くんんだろうか言うて。これからどうゆうふうにしていかれるのかということを聞きたい。

議長 はい、それでは、産業振興課。

産業振興課 失礼します。町道の状況と、県の事業というところについては、ちょっと中で確認不足で、改めて確認させていただきます。資材の内容について提案していくおいて申し訳ないんですが、担当が不在になっておりまして、私の方で今、説明させていただいたんですが、おそらく、木材か土砂ということで何か聞いているんだと思うんですが、詳細な内容はまだ確認をさせていただきます。

議長 はい。7番委員。

7番 もう、トタンで仕切って壁を造って、何か入れるときにはそこを開けて入れるんだろうけど。ダンプで土砂災害の土砂とかプラスチックとかそんな色んなものが入ったものをいっぱい5・6台並んで持ってきて、移して帰るんですね。それで他な人にも聞いたんですが、■でそういう土砂を埋め立てしているところが廃止になったらしいんですよね。それをここへ皆持って来とるんじゃないかと言って、それで商売請けてできるんでしょうけど、とにかく時々上がつて見られているんだろうけど、どこまで見られているのかは分からん。下の方に家があるから、昨今のように大雨が降ったら「ドワーッ」と流れる可能性があると思うんですよ。木も切っていて、自分のとこで切らずに業者に切らせているから分からなかったと言われればそれまでなんですが。実際見たら、杭が残っているとこより、かなり下の方まで切ってあって。地権者が言われないのに私が言うのも何ですが、どうなっとるんだろうか。まあ話し合いはされているみたいですね。以上です。

議長 はい、それでは、産業振興課でそのあたりのことが分かりますか。

産業振興課 はい。一応、申請が出ているものはですね、多分ご存じだとは思うんですが、■さんからで、会社の規模拡大のための資材置場ということだったので、詳細・中身については、確認できていませんが。

議長 はい、7番委員。

- 7番 もう少し調べて、下の方がどうゆう状況になっているのか教えてほしい。  
議長 そういうことでよろしいですか。  
産業振興課 はい。  
議長 はい、それではこの件につきましては、調べて報告いただくという、どの位のタイミングで、その回答が出て来るんでしょうか。  
産業振興課 そうですね、状況が確認でき次第ということで今すぐなんとも言えないのですが。  
議長 そうですか。では、どうするのが良いんですかね、こういう場合。どこに報告がいただけるということになりますか。  
産業振興課 はい、状況については、先程ご質問のあった町道の状況と、県の事業を活用しているのではないかということと、具体的にどういった物を持ち込もうとしているのかと言う3点については、早急に確認をして、会長の方へご報告させていただくということでよろしいですかね。なるべく早くご報告させていただきます。  
議長 ということですので、報告が来次第、皆さん方に連絡させていただくということでよろしゅうございましょうか。  
議長 他にありませんか。  
議長 はい、ないようですね。それでは、この案件については、どういうふうにしていけばよろしいんでしょうか。これは、許可を我々としては出せないということ、それがはっきりするまでは出せない、そういう形になりますけれど、よろしいでしょうか。  
議長 それでは、位置番号5以外については、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、それでよろしゅうございましょうか。5番以外ということですね。  
議長 それでは採決いたします。位置番号5番以外で賛成の方は挙手をお願いします。  
議長 はいありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。  
9番 すみません。位置番号5番の件については、次回の農業委員会の総会で審議ということでしょうか。  
議長 そういう形になりますね。当然、総会に諮るということです。  
議長 それでよろしいですか。  
9番 はい。  
議長 それでは、こういったことを踏まえて、世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。  
(議案第34号)  
議長 はい、それでは、次の付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員は1名のみ入室し、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員は、お

帰りいただくこととしますので、よろしくお願ひします。

議長 それでは、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について（1件1筆）」を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。（推進委員入室）

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集1ページをご覧ください。「議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。（以下、議案集により朗読説明。）

（議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容）

譲受人	譲渡人	理由（渡・受人）	現地調査委員	現況地目	地積
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)高齢で耕作困難となり農業後継者がいない。 (受)規模の拡大を考えており、果樹等を作付けする。	西 横橋 若山	田1筆	1,574 m <sup>2</sup>

事務局 以上です。

議長 1件目について西委員さんより報告をお願いします。

西委員 7月15日に3名で行ってまいりました。[REDACTED]さんは現地には今、居住されておらず、高齢で維持管理が難しく、[REDACTED]さんに譲られたものと思われます。現地ですが、現在、栗や梅の木など7・8本植えてあり、草刈りなどの管理はされているようです。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う方に賛成の方は、  
挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第35号）

議長 それでは、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」（8件10筆）を議題といたします。報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。  
(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、では、議案集6ページをご覧ください。「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

（議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」の内容）

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
[REDACTED] (所有権移転)	[REDACTED]	田3筆 1,711 m <sup>2</sup>	太陽光発電設備	黒木啓・勝見・藤高	第2種農地 農用地区域外

[REDACTED] (所有権移転)	[REDACTED]	田 1 筆 541 m <sup>2</sup>	太陽光発電設備	黒木啓・勝見・藤高	第 2 種農地 農用地区域外
[REDACTED] (賃貸借権設定)		田 1 筆 800 m <sup>2</sup>	太陽光発電設備	行吉・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外
[REDACTED] (賃貸借権設定)	[REDACTED]	田 1 筆 341 m <sup>2</sup>	太陽光発電設備	行吉・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外
[REDACTED] (賃貸借権設定)	[REDACTED]	田 1 筆 1,334 m <sup>2</sup>	太陽光発電設備	行吉・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外
[REDACTED] (所有権移転)	[REDACTED]	田 1 筆 17 m <sup>2</sup>	墓地	行吉・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外
[REDACTED] (所有権移転)	[REDACTED]	田 1 筆 339 m <sup>2</sup>	宅地	湯川・茶谷・是竹	第 2 種農地 農用地区域外
[REDACTED] (使用賃借権設定)	[REDACTED]	田 1 筆 1,761 m <sup>2</sup>	●佐鳴農業会議「意見聽取案件」 農地改良(基盤整備)に伴う一時転用	溝上・若山・下野	第 1 種農地 農振農用地区域

事務局 (1 件目・2 件目について議案集により朗読説明。)

議長 1 件目・2 件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓之委員 7 月 17 日に、私と勝見委員それから藤高委員と 3 名で、現地の確認を行つております。過去に不作付地という判定をしたこともあるんですが、かなり草が伸びて、大変な状況だったんですけども、今回の太陽光パネルの設置によって、近隣に対する見栄えはよくなるのかなと言う状況でした。特にその他は問題ないと言う判断をしております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、では、議案集 7 ページをご覧ください。説明に先立ちまして、3 件目の譲渡人欄が空白ですが、現住所は住民票の閲覧制限の対象者の為、本総会においても、情報漏洩防止の観点からこのような表示とさせていただいております。(3 件目・4 件目・5 件目・6 件目について議案集により朗読説明。)

議長 3 件目から 6 件目について行吉委員さんより報告をお願いします。

行吉委員 推進委員行吉が3・4・5 件目を報告させていただきます。7 月 17 日午後 4 時より黒木委員、勝見委員の 3 名で現地確認を行いました。場所は [REDACTED] のちょっと先ですかね 27 ページ、[REDACTED] で、4・50m 行った左側です。この土地ですね、去年は、賃貸人が耕作されていたと思うんですが、それまでは近所の方が 10 何年耕作されている感じでした。今、賃

借人は町外へおられるということです。特に被害を生ずる恐れはないので、現状のままで使うということです。日照は影響ないので防除措置はしない。用水はほとんどない、汚水は発生しないということです。ここに関して審議の程をよろしくお願ひします。

それと6件目ですか、これも7月17日、3から5件目の現場確認が終了して、こちらの方へ移動して黒木さん、勝見さん3人で現地確認を行いました。[REDACTED]を入って[REDACTED]の斜め前なんですが、[REDACTED]

[REDACTED]あたりです。現状が、ハウスの後ろ側へ墓地を設置することなんですが、ハウスはまだ何も作物は植えてありませんでした。土地の造成は、1m位嵩上げで、コンクリート擁壁ですると。日照、通風特に影響ないということで、用水は発生しない、雨水処理は自然流下で、汚水等は発生しないということでした。以上、審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により7件目の申請内容について朗読説明。)

議長 7件目について湯川委員さんより報告をお願いします。

湯川委員 はい、失礼します。今月16日(土)、10時から茶谷委員さん、是竹委員さんそれから私3人で、現地の確認を行いました。今、事務局から言われたとおり、近所へもう家が建っておりますんで、農地への影響はいらっしゃいません。用水は、町の上水、排水は合併層になっておりますので、このとおりに施行されれば問題ないと思われます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。この進入路っていうのはもう作られているんですか。

議長 事務局お願いします。

事務局 はい、進入路につきましては、地図で行きますと、53ページ左側、[REDACTED]

[REDACTED]赤く括ってある所の右側部分につきまして、進入路につきましては分筆をされて、使用賃借権の設定をされるということで、お話を聞かさせていただいておりますので、進入路の確保は出来ております。以上です。

議長 よろしいですか。

10番 はい。

議長 他に質疑はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 すみません。説明委員さんが少し遅れていらっしゃるようなんで、休憩を取  
らせさせていただきます。 (休憩 14時09分)

議長 はい、休憩を閉じ、会議を再開します。 (再開 14時13分)

議長 それでは、次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。  
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により8件目の申請内容について朗読説明。)

議長 8件目について溝上委員さんより報告をお願いします。

溝上委員 はい、それでは説明申しあげます。先週土曜日に下野委員、若山委員さんと現地確認をいたしました。地図 61 ページです。賃借人の敷地の隣でございますが、賃貸人の田圃が [REDACTED] これは、63 ページを確認いただくと田が 3 枚ございます。中山間も入っておりまして、一応、草刈管理ということでございましたが、賃借人が今年から大豆を植えておられます。ただここは、山の裾で、鹿が出てきています。確認した時、かなり鹿に食されていました。この 3 枚 1 番地でございますが、一番上の写真で見ていただきますと、真ん中の田が少し窪んでおります。ここを埋めて一枚の田圃にして作りやすくしたいというふうなことでございます。耕作されている賃借人さんに詳しくお聞きした訳ですが、大豆を植えているんだけども、鹿に食されて収穫できる状態でないということで確認しました。全くその様でございました。許可が出次第、着工して 11 月 30 日には完成させると。その後、麦を作付けすると言うふうな説明がございました。この工事につきまして、現在特に、水路に支障があるとか、あるいは法面が崩れるとか、汚水が発生するとかこのような心配は全くございませんので、許可されてよろしいものと 3 人で意見が一致いたしました。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員入室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、拳手をお願いします。 (全員拳手)

議長 はい、全員拳手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。また、8 件目につきましては、広島県農業会議へ意見聴取いたします。ありがとうございました。

(議案第 36 号)

議長 それでは、議案第 36 号「非農地証明申請について」(47 件 54 筆) を議題といたします。1 件目については鈴木委員さんが関係者の為、退席をしていただくようお願いします。 (鈴木委員退室 14 時 20 分)

議長  
議長  
事務局

報告をしていただく推進委員の入室をお願いします（推進委員入室）  
それでは、事務局の説明を求めます。  
はい、議案集 68 ページをご覧ください。議案第 36 号「非農地証明申請について」です。

（議案第 36 号「非農地証明申請について」内容）

申請人	当該農地	地目地積	かい廢年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 畝 208 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	H3 年頃	地目変更 (始末書提出)	勝見・黒木啓・藤高
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 畝 374 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	H13 年頃	地目変更 (始末書提出)	勝見・黒木啓・藤高
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 畝 261 m <sup>2</sup> (現況宅地)	H14 年頃	地目変更 (始末書提出)	勝見・黒木啓・藤高
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 畝 91 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	H 元年頃	地目変更 (始末書提出)	横奥・原田・黒木清
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 畝 264 m <sup>2</sup> (現況ため池)	H 元年頃	地目変更 (始末書提出)	横奥・原田・黒木清
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 畝 1,028 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	H14 年頃	地目変更 (始末書提出)	横奥・原田・黒木清
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 畝 220 m <sup>2</sup> (現況宅地)	S50 年頃	地目変更 (始末書提出)	茶谷・湯川・是竹
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 畝 306 m <sup>2</sup> (現況宅地)	H9 年頃	地目変更 (始末書提出)	茶谷・湯川・是竹
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 畝 717 m <sup>2</sup> (現況宅地)	H5 年頃	地目変更 (始末書提出)	茶谷・湯川・是竹
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 畝 452 m <sup>2</sup> (現況宅地)	H3 年頃	地目変更 (始末書提出)	鐵治谷・眞野・梅田
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 畝 253 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	H2 年頃	地目変更 (始末書提出)	相良・稻田・下原
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 畝 209 m <sup>2</sup> (現況宅地)	H10 年頃	地目変更 (始末書提出)	相良・稻田・下原
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 畝 161 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	H18 年頃	地目変更 (始末書提出)	相良・稻田・下原
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 畝 249 m <sup>2</sup> (現況宅地)	H5 年頃	地目変更 (始末書提出)	相良・稻田・下原
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 畝 31 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	S40 年頃	地目変更 (始末書提出)	相良・稻田・下原
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 畝 15 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	S50 年頃	地目変更 (始末書提出)	相良・稻田・下原

		畠 2 筆 582 m <sup>2</sup> (現況宅地)	S63 年頃	地目変更 (始末書提出)	相良・稻田・下原
		畠 1 筆 94 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	H16 年頃	地目変更 (始末書提出)	相良・稻田・下原
		畠 1 筆 185 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	S58 年頃	地目変更 (始末書提出)	相良・稻田・下原
		田 1 筆 377 m <sup>2</sup> (現況ため池)	H 年月日不詳	地目変更 (始末書提出)	下原・相良・稻田
		畠 1 筆 389 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	S54 年頃	地目変更 (始末書提出)	村田・宮迫・松尾
		畠 1 筆 163 m <sup>2</sup> (現況宅地)	S47 年頃	地目変更 (始末書提出)	村田・宮迫・松尾
		畠 1 筆 241 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	S39 年頃	地目変更 (始末書提出)	村田・宮迫・松尾
		畠 1 筆 200 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	H4 年頃	地目変更 (始末書提出)	村田・宮迫・松尾
		田 3 筆 1,610 m <sup>2</sup> (現況宅地、雑種地)	H13 年頃	地目変更 (始末書提出)	村田・宮迫・松尾
		畠 1 筆 191 m <sup>2</sup> (現況宅地)	S47 年頃	地目変更 (始末書提出)	正迫・龜田・上羽場
		畠 1 筆 9.14 m <sup>2</sup> (現況宅地)	S60 年頃	地目変更 (始末書提出)	上羽場・龜田・正迫
		田 1 筆 380 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	H10 年頃	地目変更 (始末書提出)	上羽場・龜田・正迫
		畠 1 筆 391 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	H12 年頃	地目変更 (始末書提出)	上羽場・龜田・正迫
		畠 1 筆 80 m <sup>2</sup> (現況宅地)	H 元年頃	地目変更 (始末書提出)	上羽場・龜田・正迫
		畠 1 筆 211 m <sup>2</sup> (現況宅地)	S51 年頃	地目変更 (始末書提出)	神尾・綿谷・中村
		畠 1 筆 164 m <sup>2</sup> (現況宅地)	S47 年頃	地目変更 (始末書提出)	横橋・若山
		畠 1 筆 70 m <sup>2</sup> (現況宅地)	S52 年頃	地目変更 (始末書提出)	西・横橋・若山
		田 2 筆 927 m <sup>2</sup> (現況宅地)	H10 年頃	地目変更 (始末書提出)	西・横橋・若山
		畠 1 筆 342 m <sup>2</sup> (現況原野)	H10 年頃	地目変更	西・横橋・若山

[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 筆 22 m <sup>2</sup> (現況宅地)	S45 年頃	地目変更 (始末書提出)	西・横橋・若山
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 筆 88 m <sup>2</sup> (現況宅地)	S61 年頃	地目変更 (始末書提出)	西・横橋・若山
[REDACTED]	[REDACTED]	田 2 筆 651 m <sup>2</sup> (現況山林、ため池)	S36 年頃	地目変更 (始末書提出)	西・横橋・若山
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 筆 556 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	S57 年頃	地目変更 (始末書提出)	若山・溝上・下野
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 筆 630 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	H10 年頃	地目変更 (始末書提出)	若山・溝上・下野
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 筆 畠 2 筆 218 m <sup>2</sup> (現況宅地)	S53 年頃	地目変更 (始末書提出)	溝上・若山・下野
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 筆 157 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	H14 年頃	地目変更 (始末書提出)	溝上・若山・下野
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 筆 648 m <sup>2</sup> (現況宅地)	S48 年頃	地目変更 (始末書提出)	溝上・若山・下野
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 筆 113 m <sup>2</sup> (現況墓地)	S49 年頃	地目変更 (始末書提出)	溝上・若山・下野
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 筆 124 m <sup>2</sup> (現況宅地)	H8 年頃	地目変更 (始末書提出)	下野・若山・溝上
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 筆 109 m <sup>2</sup> (現況宅地)	S51 年頃	地目変更 (始末書提出)	下野・若山・溝上
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 筆 343 m <sup>2</sup> (現況ため池)	S54 年頃	地目変更 (始末書提出)	下野・若山・溝上

事務局 それではまず、1件目についてご説明いたします。(議案集により1件目の申請内容について朗読説明。)

議長 1件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 7月17日17時頃、勝見委員、藤高委員と現地の確認を行っております。申請書とおりの内容であり、農地への復旧は出来ないと言うふうに3名で判断しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請とおり許可として取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

- 議長 それでは、鈴木委員の入室を求めます。 (鈴木委員入室 14時22分)
- 議長 続いて、次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。
- (推進委員入室)
- 議長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 (議案集により2件目と3件目についての申請内容について朗読説明。)
- 議長 2件目と3件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。
- 黒木啓委員 はい、同じく7月17日2件目は17時30分頃、それから3件目は18時頃、勝見委員それから藤高委員と現地の確認を行っております。2件目、3件目とも農地への復旧は困難というふうに判断しております。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
- (推進委員退室)
- 議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 (議案集により4件目から6件目についての申請内容について朗読説明。)
- 議長 4件目から6件目について原田委員さんより報告をお願いします。
- 原田委員 はい、それでは議案第36号の非農地証明申請につきまして、今月16日に黒木委員、槇奥委員と私の3名の委員が当該農地を現地調査いたしましたので報告をいたします。まず4件目、[REDACTED]につきましては明らかにコンクリートブロックを使用した池でありまして、5件目、[REDACTED]につきましては、土手に囲まれたため池であり、現状は両番地とも、農地でない事を確認いたしました。この復旧ですが、もはや田圃に返すと言うようなことは、到底無理だというふうに判断をいたしております。次に6件目、[REDACTED]につきましては、当該農地の一部に鉄骨の平屋建ての農機具庫が建設されておりまして、あと、建設されているところ以外は、草の管理は十分きれいにしてある訳でございますが、これも現状では農地でないことを確認しました。田圃への復旧でございますが、これも、農機具庫を建設してあるところ以外は、きれいな状態ではございますが、山も迫っておりますし、田圃への復旧は困難であるし、費用もかかるし、メリットは無いものと3人の委員が確認した訳でございます。以上3名の委員で確認した事を報告いたします。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
- (推進委員退室)
- 議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは事務局の説明を求めます。

- 事務局 (議案集7件目についての申請内容について朗読説明。)
- 議長 7件目について茶谷委員さんより報告をお願いします。
- 茶谷委員 はい、報告させていただきます。7月16日湯川委員さん、是竹委員さんと3人で現地を確認しに参りました。当該農地の所は、[REDACTED]から山の中を通って[REDACTED]へ出たところの突き当たりの位置になります。その道を辿って右の方へ行くと[REDACTED]の方へ抜ける道があるところの、ちょうど突き当たりの所の小屋でございます。長年にわたりまして、農地パトロールにおきまして、小屋が建っているというふうに報告はしておりましたが、我々にとっては、その小屋がどなたの所有物か分らない状況でありましたので、単なる報告だけで終わっていたと言う現状でございます。この度、所有者の特定と言うか、そう言うこともありますし、その家の傍に小屋が建っているということが判明した訳でございます。それで3人で確認しましたら、敷地全体のほぼ9割ぐらいは、小屋が面積を占めておりまして、ここは、トウスをする様な小屋でありますし、その外の残った一部の面積へ、もみ穂、すくもですね、飛ばして溜めるための状況になって、ホースが常設で外に出ておりました。ですから、私たちが見ても、何十年もこういう状態で使われていて、非農地となるとすれば、致し方ないだろうということで、3人の結論に至りました。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
- (推進委員退室)
- 議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 (議案集8件目と9件目についての申請内容について朗読説明。)
- 議長 8件目から9件目について湯川委員さんより報告をお願いします。
- 湯川委員 はい、8件目ですが、16日(土)9時半から[REDACTED]  
[REDACTED]、田圃へ倉庫を建っておられます。これは、基盤整備をした後に、すぐ建てて、その時には何も聞いてなくて、今になってどうしたんか。いうことでしたが、地権者へも会いました。説明いたしまして、こうこうこうで、どちらにしても始末書を書いて、証明を申請せんといけませんよ。ということをお伝えしましたら、農業委員会で申請をされたというようなことでございます。本人もかなり農地があるんですが、他の人の請負もかなりやっておられるんで、この倉庫は必要だと思います。現地確認は、16日9時半から茶谷委員、是竹委員さん、私3人で行いました。大きな規模でやっておられるんで、倉庫は必要だと思います。多分良いんじゃないかなと思いました。以上でございます。
- それから9件目、これは、[REDACTED]  
[REDACTED]に貸し出し、現在も[REDACTED]とその駐車場として使用されていると。これも平成5年頃から使っておられ、申請がいると

ということは、知っておられたのかどうか知りませんが、おおやけのところでも  
こういうふうな申請無しで駐車場にするとか、いう所が出てきとる様な状態で  
ございます。これももう使っておられますので、どうしようもないということで  
で、これが 16 日（土）10 時半から茶谷委員さん、是竹委員さん、私 3 人で  
現地確認をいたしました。どうしようもないことでしょうということで現地確  
認については以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんから  
の報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集 10 件目についての申請内容について朗読説明。)

議長 10 件目について鍛治谷委員さんより報告をお願いします。

鍛治谷委員 こんにちは。去る 17 日夕方 5 時半から真野委員、梅田委員 3 名で現地の方  
へ赴きましたて現地を確認いたしました。その時、申請人さんもちょうどおられ  
て、立ち会われて、親から譲渡を受けた土地で、変更が出来るとるもんと思って、  
税金は一応、納付書も見せていただいたんですが宅地並み課税で、ずーと来て  
おられましたが、こういうことが残っとるんなら今回手続きをさせてもらうと  
いうことで現況を確認して、[ ] をされておられますので、現況復帰は無理だ  
ということで判断をさせていただきました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんから  
の報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集 11 件目から 20 件目までについての申請内容について朗読説明。)

議長 11 件目から 20 件目について相良委員さんより報告をお願いします。

相良委員 相良と申します。よろしくお願いいいたします。9 件ありますので順次説明い  
たしたいと思います。また、[ ] さんの時には、若い地番より説明します。よ  
ろしくお願いします。それでは、7 月 14 日（木）稻田さん、下原さん、相良  
3 名にて現地確認しました。どの案件も農地としては機能しておりませんし、  
自前のには、農地耕作不能と考えております。そのことも踏まえて説明をした  
いと思います。13 日には、それぞれ本人と面談しておりますし、農地として  
の復帰は難しいと判断しております。それでは 11 件目より行きます。現状に  
ついては石垣と庭です。軟弱のために石垣をされたようです。そして、12 件  
目 [ ] 現状については倉庫として利用されております。13 件目 [ ]

、現状については駐車場として利用されております。14件目 [REDACTED]、写真にありますように、現状は建物が2棟あり、駐車場として利用されております。15件目 [REDACTED]、現状については面積も少なく、草に覆われており農地として見ることは出来ません。16件目 [REDACTED]、現状は写真にありますように、道路の一部でもあります。17件目 [REDACTED]、現状については写真にありますように、2棟の建物がありまた通路にもなっております。18件目 [REDACTED]、現状については庭であります。19件目 [REDACTED]、現状については庭であり、駐車場であります。それと20件目を説明させていただきます。ここはいつも水が無くしてありますので、池が必要と思いまして水を確保するために作られたようです。以上です。ご審議お願ひします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集21件目から25件目についての申請内容について朗読説明。)

議長 21件目から25件目について村田委員さんより報告をお願いします。

村田委員 はい、7月18日に24、25件目について宮迫委員、松尾委員と現地を確認しております。現地の現状は申請どおりとなっておりまして、外の現地調査委員と確認したところ、農地として復旧は出来ないと判断いたしましたので報告いたします。

それから、7月19日21件目について13時に松尾さんと宮迫調査員と3名で現地を確認しております。申請地の現状は申請書通りとなっておりまして、外の現地調査委員と確認したところ、農地として復旧は出来ないと判断いたしましたので報告いたします。

それから7月の20日、22、23件目について13時に宮迫委員、松尾委員と3名で現地確認をしております。申請地の現状は申請書通りとなっておりまして、外の現地調査委員と確認したところ、農地として復旧は出来ないと判断いたしましたので報告いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、5番委員さん。

5番 24番目の墓がありますよね、転用はもうしてあるんじゃないですか。

議長 事務局。

事務局 はい、お墓は転用がなされているんですが、その周りの部分については現状農地、登記簿上農地ということになっておりましたので、今回建物もある、進入路もされるということで非農地の証明の申請を出されているということでございます。

- 議長 よろしいですか。
- 議長 他にはありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
- (推進委員退室)
- 議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 (議案集26件目から30件目までの申請内容について朗読説明。)
- 議長 26件目から30件目について上羽場委員さんより報告をお願いします。
- 上羽場委員 はい、それでは上羽場が報告をいたします。いずれもですね、上羽場、正迫委員、亀田委員3人で参りました。26件目、7月16日、これもですね、農地でなくなった理由及び、その申請どおりで問題ありません。
- 27件目、7月15日現地調査に行きました。これも問題ございません。
- 28件目、これも15日、7月15日に確認に参りました。これも現在、プレハブ倉庫が建っております。
- 29件目、これは7月19日18時より現地確認に参りました。これも以前より、倉庫が建つたった関係で、農地パトロールの時に、報告をしておった所でございます。
- 30件目、7月15日に確認に行きました。これも庭で、畑があったんですけども、そこを庭として利用するということで。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 はい、10番委員さん。
- 10番 はい、10番荻田です。27件目、第1種農地になつたんですけど、どういった意味で第1種農地が残っていたんでしょうか。
- 議長 はい、事務局の方、お願ひします。
- 事務局 はい、27件目、こちらは圃場整備をされた段階で、換地処分によりまして地目が農地になっており、第1種農地で、農振農用区域という整理がされていましたということになります。この度の議案によりまして、非農地証明申請が妥当ということになりましたら、これを持ちまして、農業振興地域からの除外の手続きになっていくということになります。以上です。
- 議案 よろしいでしょうか。
- 議長 他にはありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
- (推進委員退室)
- 議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 (議案集31件目についての申請内容について朗読説明。)
- 議長 31件目について神尾委員さんより報告をお願いします。

- 神尾委員 はい、ご報告いたします。7月13日(水)ですが、午前8時、神尾、綿谷、中村の現地委員3名で現地確認を行いました。申請地については、もう建物が建っておりまして、農地として見ることは出来ない状況だと思います。その他には特に気になる点はありません。以上、確認した事を報告いたします。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
- (推進委員退室)
- 議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 (議案集32件目についての申請内容について朗読説明。)
- 議長 32件目について横橋委員さんより報告をお願いします。
- 横橋委員 はい、申請人が農地利用最適化推進委員であるために、現地調査には私と若山委員の2人で行きました。日時は、7月14日午前中に行きました。当農地には建物があり、農地としては見ることが出来ない状況です。以上、確認した事を報告します。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
- (推進委員退室)
- 議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 (議案集33件目から38件目についての申請内容について朗読説明。)
- 議長 33件目から38件目について西委員さんより報告をお願いします。
- 西委員 はい、いずれも3名で、7月14日行って参りました。まず、33件目ですが、母屋が手狭になり、畑の一部に住居の増築と倉庫を増設されております。以上です。
- 次の34件目、以前、■業か何かされていて資材置場にされたということです。現在は、全面コンクリートで、倉庫の他に鐘撞堂とか石造りの鳥居、石臼などをたくさん並べてあり、大きな自然石の灯篭等、展示と言うか、庭園のようになっております。
- 35件目、34件目と同じ申請者ですが、現在現地には誰も居住されておらず、一面草が茂り、放置状態になっております。
- 次の36件目ですが、隣への納屋の新築に伴い、屋敷が狭く屋敷の拡張のために、前の水田の一部を削り納屋の敷地と庭の一部となっております。
- 37件目ですが、県道の拡張のため、住居新築時に進入路が狭く家屋の裏が敷地ぎりぎりになり、ボイラー等設備の設置場所がなくなり、水田の一部を拡張、新築工事されたものと思われます。

最後の38件目ですが、元あった水田の利用のため池が小さかったため、水量確保のため、先代が池の拡張工事をして、その掘り起こした土を空いた水田に積み重ね、ため池の分と積み重ねた土の分は、現在、山林化しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

事務局 (議案集39件目から40件目についての申請内容について朗読説明。)

議長 39件目から40件目について若山委員さんより報告をお願いします。

若山委員 はい、7月16日に下野さん、溝上さん、若山3名で現地を確認いたしました。39件目、ちょっと図面がずれているんで建屋に一部かかっているようには見えるんですけど、申請人に確認したところ、[ ]にいるので、こちらで耕作することはできないということで、地畠を雑種地に変更したいということなんです。現地を確認すると一部スレート葺きの建屋がかかっているようなので、畠に復旧は難しいと思います。

40件目なんんですけど、これ、以前の所有者が亡くなられて長男さんが、雑種地と思われていて墓を設置されたんです。現在はもう、墓石とか石灯篭なんかは、別な場所へ移されて、墓の基礎しか残っていないんですけど、田圃に復旧するのはちょっと難しいので、地目変更をせざるを得ないと思います。以上です。これも同じく、7月16日に下野さん、溝上さん、3名で現地を確認いたしました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集41件目から44件目についての申請内容について朗読説明。)

議長 41件目から44件目について溝上委員さんより報告をお願いします。

溝上委員 はい、失礼いたします。この4件とも16日の午後、下野、若山両委員さんと3名で現地確認をしております。まず41件目でございますが、204ページの地図をご覧ください。ちょうど町道に挟まれた角地に住宅がございまして、かれこれ44・45年前になりますか、家を改築する際に、宅地として利用したということでございます。写真にございますように、敷地の前後等に小さな畠があったようでございますが、一部建物になっており、残った所もございますが、これは全て農地として利用できるようなものではございませんでした。

狭かったり、法面になっていたり、水溜まりといいますか、池のような状態になつたりしておりますんで、農地としては、もう復元は不可能として 3 人で判断いたしました。

次に 42 件目でございますが、208 ページの地図でご覧いただきますと、家のちょうど前でございます。広い宅地でございます。旧家でございます。家の前に畠があつたようでございますが、現在はこれを駐車場とか、先ほど説明していただきましたように、春は苗を出したりというふうな形で利用されております。現在これも、畠として復元できる状態ではございませんでした。

それから、43 件目でございますが、これも 211 ページの地図でご覧いただきますと、ちょうど [ ] 川の東側になる訳ですが、[ ] 集会所が建つております。これも畠のど真ん中ですが、現在は畠の形も何にもありません。畦畔と一部駐車場、集会所と言うふうに利用されております。これも、畠として復元できる状態ではございません。

それから、次に 44 件目でございます。これは、216 ページの写真でご覧いただきますように、昔は畠だったということですが、墓地を移転されここに墓が出来ております。ちょうど [ ] の隣でございまして、墓地と法面というふうな形で現在なっておりました。これも、農地として復元、利用できる状態ではございません。以上 4 件とも始末書は出ております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集 45 件目から 47 件目についての申請内容について朗読説明。)

議長 45 件目から 47 件目について下野委員さんより報告をお願いします。

下野委員 はい、7 月 16 日の午後 2 時から、現地調査員 3 名で現地を確認しました。申請地は、現状は、申請書どおりになっています。外の調査委員さんと確認したところ、農地として復旧できないと判断しました。以上、確認した事を報告します。

議長 3 件ともですか。

下野委員 はい。

議長 それぞれ、46 とか 47 とかそれでは何もありませんか。

下野委員 はい、事務局が報告されたとおりだと思います。

議長 3 件とも。

下野委員 はい、3 件とも。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことと賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)  
議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第37・38号)

議長 続きまして。議案第37号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第38号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について(利用権設定)」は、関連がありますので一括して議題といたします。

この議案は、それぞれ世羅町長より諮詢されており、農業委員会の意見を求めております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それではまず、別冊議案第37号「農用地利用集積計画の作成について」説明いたします。2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。

甲山地区 1筆 2,004 m<sup>2</sup> 世羅地区 13筆 13,463 m<sup>2</sup>  
世羅西地区 3筆 5,286 m<sup>2</sup> 合 計 17筆 20,753 m<sup>2</sup>

続いて別冊議案第38号「農用地利用配分計画の作成について」農地中間管理機構の広島県森林整備・農業振興財団から配分計画されたものになります。3ページをお開きください。甲山地区の小世良1筆2004m<sup>2</sup>を梶谷さんが、世羅地区重永の3筆561m<sup>2</sup>を(農)せら富士屋さんが、世羅西地区の下津田1筆2,691m<sup>2</sup>を(農)穂MINORIさんへ配分される計画が出されております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。  
議長 ございませんか。  
議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
議長 はい、どうもありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。  
議長 本日の議案は、全てご審議いただきましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長よろしくお願いいいたします。

(議長交代・作田副会長が進行)

(議長交代 15時35分)

議長 休憩を取りますか。  
議長 それでは45分まで休憩します。 (休憩 15時35分)  
議長 はい、休憩を閉じて再開します。 (再開 15時45分)

(協議事項)

議長 はい、それでは協議事項（1）「下限面積（別段の面積）の設定について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 226 ページをご覧ください。協議事項（1）「下限面積（別段の面積）の設定について」です。こちらにつきましては、町、企画課で登録している空き家バンクに付随した農地を処分するため、特段の面積の設定を行うものでございます。適用区域ですが下限面積 1 a として大字 [ ] 字 [ ] [ ] と大字 [ ] 字 [ ] の二地番につきまして下限面積（別段の面積）の設定するものでございます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

議長 はい、続いて協議事項（2）「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 231 ページをご覧ください。協議事項（2）「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」でございます。この申し合わせ決議でございますが、令和元年 12 月 11 日付け元会議所発第 540 号で、全国農業委員会ネットワーク機構から「農業委員会法令遵守の申し合わせ決議」の実施及び今後の対応について（依頼）が広島県農業会議の方からありました。これを以って令和元年 12 月 13 日に広島県農業会議から各市町の農業委員会長宛に要請がありまして「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を毎年 1 回以上実施するようになっております。今年度につきましては、昨年度 7 月に決議の方、決定していただきましたので、あれから 1 年経つということもございますので、改めて「申し合わせ決議（案）」ということで、協議事項にさせていただいております。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 それでは原案通りとして取り扱い、広島県農業会議の確認を受けますが、よろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項（1）については冒頭に報告がありましたので、報告事項（2）「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 233 ページをご覧ください。報告事項（2）「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」です。（以下議案集により朗読説明）

(報告事項（2）「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」の内容)

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
[REDACTED]	[REDACTED]	田5筆 計9,225m <sup>2</sup>	H26年3月17日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED]	田1筆 畑3筆 計1,532m <sup>2</sup>	R4年4月7日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED]	田3筆 畑1筆 計2,843m <sup>2</sup>	R3年6月25日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED]	田3筆 畑3筆 計9,065m <sup>2</sup>	R4年4月10日	[REDACTED]より相続

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（3）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

（報告事項（3）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」の内容）

届出人	当該農地	地目地積	事業概要	土地利用計画
[REDACTED]	[REDACTED]	田1筆 152m <sup>2</sup> (現況 雜種地)	農業用倉庫1棟 (始末書提出)	農振該当なし
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆 144m <sup>2</sup> (現況 雜種地)	農業用倉庫1棟 (始末書提出)	農振該当なし
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆 150m <sup>2</sup> (現況 宅地)	農業用倉庫1棟 (始末書提出)	農振該当なし
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆 167m <sup>2</sup> (現況 宅地)	農業用倉庫1棟 (始末書提出)	農振該当なし
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆 182m <sup>2</sup> (現況 宅地)	農業用倉庫1棟 (始末書提出)	農振該当なし
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆 197m <sup>2</sup> (現況 宅地)	農業用倉庫1棟 (始末書提出)	農振該当なし

事務局 はい、議案集235ページをご覧ください。報告事項（3）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。こちらは4条申請の特例になってございまして、面積が200m<sup>2</sup>以下の農業用施設への転用につきましては、届け出ということになっております。これは、農地法施行規則第29条第1項、農地の転用の制限の例外に該当するものです。農地法第4条の例外で、農地法第5条は対象にならないものです。（以下議案集により朗読説明。）以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（4）「農地改良届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集261ページをご覧ください。報告事項（4）「農地改良届出書の受理について」です。こちらにつきましては、盛土高が1m未満で、工期が1年を超えないものにつきましては農地改良届出書の受理と言う形になります。

す。これが、盛土高が1mを超える場合、又は工期が1年を超える場合は一時転用、4条もしくは5条の申請をしていただくと言う形になります。今回につきましては農地改良届とすることになります。1件出されておりまして、届出者は[REDACTED]さん、当該農地は[REDACTED]、田1筆1,336m<sup>2</sup>です。工事施工理由及び改良後の利用目的ですが、農地の基盤整備を行うと言うことで、1枚の圃場に整備する。完了後は野菜（ブロッコリー・白菜等）を作付け予定です。工期ですが令和4年6月から令和5年5月までとなっております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（5）「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集266ページをご覧ください。報告事項（5）「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」です。こちらにつきましては、農地転用申請の許可の例外に該当するものでございますので、届け出をしていただくことで農地転用可能ということになっております。（以下 報告事項（5）「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」3件を議案集により朗読説明。）

事業者	当該農地	事業の目的	事業概要	種別・農振計画
[REDACTED]	畠1筆 129m <sup>2</sup> の内7.84m <sup>2</sup>	携帯電話サービス 拡大及び品質改善	無線通信用電波塔 (14.77mコンクリート柱)	第2種農地 農振農用地区域
[REDACTED]	畠1筆 71m <sup>2</sup> の内7.84m <sup>2</sup>	携帯電話サービス 拡大及び品質改善	無線通信用電波塔 (14.77mコンクリート柱)	第2種農地 農振農用地区域外
[REDACTED]	田1筆 217m <sup>2</sup> の内7.84m <sup>2</sup>	携帯電話サービス 拡大及び品質改善	無線通信用電波塔 (14.77mコンクリート柱)	第2種農地 農振農用地区域外

事務局からは以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 報告事項（6）「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集280ページをご覧ください。報告事項（6）「農業相談について」です。相談日は、令和4年7月6日（水）場所は小国自治センターで、相談員は、安井委員さんと折元委員さんです。相談が1件、ございまして、相談内容ですが、「一部ため池、山林化した農地の分筆の必要性と、無断転用通知のタイミングについて」ということでご相談がありました。相談内容は、16年前にブドウを作付けしている農地の中へため池を造成したが、なぜ今頃「無断転用の確認通知」があるのか。ということと高額な分筆費用がかかるが、どうしてもしないといけないものなのか。ということでございました。回答及び参考事項でございますが、「無断転用の確認通知」は、最近の衛星写真の精度が上がったため、気付いた所から通知させていただいている。ところと、農地と、

ため池と、山林で地目が異なるため、分筆は必要となる。ということと、分筆後に農業委員会への申請をしていただきたいということで、お願いをさせていただいております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集281ページをご覧ください。連絡事項(1)「今後の日程」でございます。(以下、議案集により朗読説明)

(連絡事項(1)「今後の日程について」内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 者
8月3日	農業相談	中央自治センター	夏見委員 桜井委員	9:30~
8月4日	リーマネット広島第17回総会及び 令和4年度第1回農業委員会 女性委員研修会	web会議	女性委員	10:30~
8月4日	令和4年度農業者年金 加入特別研修会	広島県 JAビル	内海会長 作田副会長 折元副会長 女性委員 溝上委員	午後
8月10日	世羅町農業委員会 役員会	世羅町役場南館2階 打ち合わせ室	役員全員	9:30~
8月25日	第8回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場 南館3階 会議室2	委員全員	13:30~

以上です。

議長 その他、事務局から何かありますか。

事務局 はい、当日配布させていただいております「農地パトロール（農地利用状況調査）について」をご覧ください。前回の総会の時に、パトロールにつきまして、個別に最適化推進委員さんへ連絡により対応させていただくということをお伝えしておりました。その後、総会終了後にですね、臨時役員会を開き、実施期間や調査方法について決定し、タブレットが間に合わないことを推進委員の皆様にも連絡し、「農地パトロール（農地利用状況調査）について」令和4年6月30日付で送付しております。昨年度と変わった所といたしましては、調査票の様式の変更、パトロールの判断基準の一部修正をしております。ご一読していただきまして、推進委員さんから何かしらご相談等ございましたら、一緒に対応をしていただけましたらと思いますのでよろしくお願いします。

また、当日配布で、「農業委員会活動記録簿記入例」を配布させていただいております。これは令和4年6月8日開催の農業委員会会長・事務局長会議に

て配布された資料でございますので、活動記録簿の記帳の参考にしていただけたらというふうに思います。こちらにつきましては、本日決定していただきました、農業委員会の法令遵守の関係と合わせて、農地最適化推進委員さんの方にも、送付したいと思っております。以上です。

議長 はい、委員の方から、連絡する事がありますか。

議長 はいどうぞ。

8番 宮丸です。先程、説明をいただいた、農地パトロールについてということで、最適化委員さんの方へ送られた配布資料の最後のページ、R4調査票というのがありますが、この調査票が、調査委員さんに配られており、これを基に一番右端の調査日に、日付を記入してチェックをずっとして私も一緒に回っていましたんですけど、R3判定と言う所にAと言うのが入りますね。これは、令和3年度に判定した、A判定したもののがここに記載されて、新たに、この度の調査の中で、先ほど言われた基準に照らし合わせてチェックが入っている。これを次にどう生かされるのかというのを教えてください。要はデータ化して、データベースとしてもうこれは保存されて、次から次へ上書きしていくような形で更新されるのか、もう今年限りのものなのか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、今回調査していただいたものにつきましても、農業委員会ネットワークシステムへ入力する所がございまして、履歴はずっと残って行くので、今後はそれを見ていただければと思います。今回については、タブレットが間に合わず紙にさせていただいているんですけど、来年以降の予定では、タブレットになるはずなので、そこを見ていただけば、前年度はどういう評価をしているかというのは、見ていただくことは可能と考えております。データは蓄積されています。

8番 はい、分かりました。ありがとうございました。最適化推進委員さんは、去年までよりかなり大変だったと思うんです。だから、このデータが次に生かされるのであれば、今のタブレット等で、どんどん、どんどん楽になる方向へ進むのであれば、賛成です。ありがとうございました。

議長 はい、その他なにかありますか。

8番 すみません。もう1つ、よろしいでしょうか。

議長 はいどうぞ。

8番 すみません。農業委員会の度に、5条の申請、3条の申請が出て来ると思うんですけど、こう言う手続きに慣れていない方って言うのが、町民の中には、多々おられると思うんです。従って、いわゆるフローチャート形式でも良いので、申請の流れとか手続きの流れみたいのがあればいいなと言うふうに感じています。令和4年6月6日付で、農地転用の確認への対応についてということで、農業委員と最適化委員へ文書を送ってくださいました。その中に、参考として、手続きの流れと言うのが、青い線で矢印にしてありますよね。これは非常に分かり易くて、行った時に、まだ相続されてないなら、まず相続をして下さいねと言うことが直ぐ言える。その後、相続がいるんですね、相続が済

んだら、今度は転用手続きに入ってください。というふうなことが言えるんですけど、初めての方はほとんどだと思うんですよね。慣れてない方が。おそらく、農業委員会の事務局へ問い合わせに来られた方へは、その様に説明されて「行かんといけんのんか」「いくら持つて行けばいいんか」「印鑑はいるんか」まあ、そんな小さなことかも知れませんが、分からん人がたくさんおられるので、ちょっとした流れというのが分かれば良いなと感じました。私自身も、印鑑が要るんか金はいくら持つて行けば良いんかと聞かれても、正直、答えられんし、私は、全部専門の人へやってもらったということがあるんで、ちょっとそういうことを感じたので言いました。長くなってしまいすみません。

事務局

はい、宮丸委員さんのご意見は、参考にさせていただきます。今回、送らせていただいたものは、もう転用目的が決まっているものなので、示しやすいと思うんですけど、第3条、第5条も今後どうするのか、何に変えるか、誰が譲り受けるか等によってですね、色々必要な書類や確認がありまして、基本的な所は出されるとは思うんですけど、個々にどうしても対応が変わってくるので、一概に、例として出すのは難しいと思うんですが、今後どうしていくか分からないとしても、そういうものが必要だということはご意見として伺っていますね、今後、出来る出来ないはあるかと思いますけど、また役員さん含めてですね、検討させてもらいたいと思います。

8番

すみません。ほんとに、愚かな質問したかも知れんですけど、実際に会って話をして見たら、今のような事が出たので、農業委員会とは関係ないでしょう、これは、税の関係ですからとかと言うふうなところとか、色々あるとは思うんですけども。「そしたら農業委員会へ行ってください。」と言うよりは農業委員会事務局の人も楽になるかなと思ったんです。来られた方に全部一から説明せんといけんのだろうと思うので。一生の中でこういった手続きは何回もあるものでないんですね。まあ、問題提起みたいになって申し訳ないんですけど、出来るだけ楽になれば良いという思いで言いました。すみません。

議長

どうぞ。

7番

7番の得納です。233ページ「農地法第3条第1項の規定による届出書について」なんですが、極端に言えば今の話しじゃないですけど、この1件目の方、正直言って、私知りません。どんな人か。同じ地域におっても。近くですよ100~200m位しか離れてないけど、会ったこともないです。亡くなられた方は知っています。これは相続にはなっとるけど、実際にこの田圃ありますよね、これ全然手つかずで荒れています。だけど田で相続しとる。これから放棄地になるかもわかりませんので「これ相続されたけどどうされますか。」というのを聞いてもらったほうがいいと思うんですよね。そんなのがどんどん増えてきます実際。分からんようになる。すみません。いらんことを言いました。

議長

はい、13番委員どうぞ。

13番

13番桜井です。さっきの相続の話しなんですけど、相続する時には法務局へ行って、相続登記しますね。その時に法務局から「農業委員会に行ってくださいね。」とか言う話はあるんですか。

事務局 はい、すみません。相続をされるかどうかと言うと、法務局ではないんですが、役場で亡くなられてさまざまな手続きに来られた際に、まず町民課窓口へ行かれますが、その際に農地があるようであれば、農業委員会へ行って相続の届出をしてくださいということで、窓口でお話を聞いていただくように対応しております。それから、7番委員さんの届出のときに、農地を管理されるのだろうかの確認という部分なんですけど、この届出書の中に、農業委員会による斡旋の希望が、ある・無しを書く欄がありまして、「ある」ということであれば対応させていただくようになります。なかなか本人が出されるというよりは、行政書士や資格を持った方が出されることが非常に多くてですね、「どうされますか」というお話はするんですが。どうしても相続の登記は農業委員会の許可が不要の部分になりますので、良い悪いって言うとこの確認が完全にできていない部分言う所も実際にあると思いますが、希望があれば、話をさせていただきますし、無いということになれば、そのままと言う部分がございます。届出者の住所が町外の相続登記は結構あると思いますので、そういう所は話が出来るようであれば今後もしていきたいと思います。以上です。

議長 はい、その他ありますか。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第7回世羅町農業委員会総会を終了いたします。本日の会場の片付けは、1番委員から7番委員さんでお願いしますよろしくお願ひいたします。

(閉会)

(閉会 16時17分)